

「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日 文部科学省高等教育局長）（抄）

2. 学事日程等の取扱いについて

(1) 令和2年度当初の授業期間については、新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響にかんがみ、1単位の学修時間が45時間である単位制度の趣旨を踏まえ、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題研究等を活用し、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条等で定める学修時間を確保するための方策を大学等が講じていることを前提に、10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこと。

（中略）

(2) 面接授業に代えて遠隔授業を行う場合にも、大学は当該授業科目を履修した学生に対しては試験の上単位を与えることになるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。なお、それに伴い、授業計画（シラバス）等を変更することは差し支えないが、学生に対する丁寧な説明に努めること。

3. 遠隔授業の活用について

(1) 今後、学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。

その際、平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）等に従い行う必要があるところ、同告示第2号等の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること。

・テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

・オンライン教材（MOOC等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材としてe-learningシステム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておき、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要がある。

るが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる。

「新型コロナウイルス感染症対策に係る法科大学院協会における遠隔授業の活用について」（令和2年3月24日文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡）（抄）

・・・今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、局長通知の趣旨を踏まえ、学生の学修機会を確保するとともに感染リスクを低減する観点から大学が必要と判断する場合には、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うほか、当面例外的に、録画した講義映像を学生が一定期間内に教室以外の場所（自宅を含む。）で受講するオンデマンド方式により正規の授業を実施し、インターネットを通じた課題提出や質疑応答、学生間の意見交換などを含めて単位認定を行うといった柔軟な対応も認めること。

「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について（4月21日時点）」（高等教育局大学振興課事務連絡）（抄）

問17 新型コロナウイルス感染症対策として、本来面接授業として実施することを予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部が、結果的に遠隔授業により実施された場合については、60単位の上限に算入する必要があるか。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合には、特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学において認められるものについては、大学設置基準第25条第1項で規定する授業の方法を弾力的に取り扱って差し支えありません。

具体的には、同規定が主に想定している、教室等において対面で授業を行うという授業の方法について、面接授業に限らず、自宅における、遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「面接授業以外の授業」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。

○ 上記特例的な措置において面接授業以外の授業として認められる遠隔授業は、同条第2項の規定による遠隔授業ではなく、同令第32条第5項の規定は適用されないことから、同規定の60単位の上限に算入する必要はありません。

○ なお、上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります。その観点から、以下の（1）から（3）までについて、留意頂くようお願いします。

- （1）授業担当教員の各授業ごとの指導計画（シラバス等）の下に実施されていること
- （2）授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分に把握していること
- （3）大学として、どの授業科目が遠隔授業で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること

問 2 1 問 1 7 の回答において、「本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難と認められる場合」とあるが、あらかじめ学生に示していた方法で成績評価することが困難となった場合、成績評価方法を変更することは許されるのか。例えば、評定を付すとしていた科目について、合否のみで評価することは可能か。

○ 各大学の判断により、学生に対してあらかじめ示していた成績評価方法を変更すること（評定を付す方法から合否のみによる評価方法への変更も含む。）は可能であり、各授業科目の到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択していただくとともに、変更に当たっては学生に対する丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

問 2 2 問 1 7 の回答において、「上記特例的な措置の面接授業以外の授業の成績評価を行う場合であっても、当該授業の実施状況及び成果を確認した結果、当該授業科目の到達目標を十分に達成できていることに加え、面接授業に相当する教育効果が認められる必要があります」とあるが、面接授業とは異なる成績評価の方法を採用して問題ないか。

○ 質問にある問 1 7 の回答中の記載は、成績評価に当たって、面接授業以外の授業の教育効果としての資質及び能力が、本来予定していた面接授業による授業科目の到達目標を達成しているか否かを確認する必要があるという趣旨で述べたものであり、当該到達目標に応じた適切な成績評価手法であれば、各大学の判断において、面接授業とは異なる成績評価の手法を採用することは差し支えありません。

「大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生の通信環境への配慮等について(通知)」(令和2年4月6日 文部科学省高等教育局長)(抄)

1. 学生の通信環境等への配慮等について

(1) 遠隔授業の実施に当たっては、必要に応じて事前のアンケート調査により学生の情報通信機器の保有状況等を把握し、適切な遠隔授業の実施方法を検討するなど、学生の通信環境に十分配慮することが重要です。その上で、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業等の実施方法が考えられるところ、授業の実施形態により必要な通信量は多様であることから、学生の通信環境や学内・地域の通信量等を踏まえつつ、これらの授業方法の組合せ又は面接授業との組合せや、画質調整等によるオンライン教材の低容量化、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、各大学等の状況に応じた取組の工夫をお願いします。

なお、同時双方向型の遠隔授業を実施する場合、当該授業の全時間帯について同時双方向の状態を保つことは法令上求められていないことから、例えば、90分授業の最初と最後においてテレビ会議システム等を通じた講義を実施し、その途中においては、電子メールや掲示板等による質疑応答等を行いつつ、スライド資料等の教材を用いて、授業中に課すものに相当する学修を各自行わせるといった方法も考えられます。

(2) 十分な通信環境を持たない学生に対しては、地域における新型コロナウイルス感染症の影響の程度にもよりますが、大学等の教室やPCルームを開放する、PCやルータ等を貸与する等の方法により対応することが考えられます。教室やPCルーム等を開放する場合には、4月1日付高等教育局長通知「大学等における臨時休業の実施に係る考え方等について」等を参照の上、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意ください。

(3) 外国人留学生が海外から遠隔授業を受講することも考えられるため、外国人留学生の通信環境についても十分に配慮いただくようお願いします。また、外国人留学生に遠隔授業を実施する場合には、時差への配慮や日本語能力を踏まえた教材の利用など、必要な配慮をお願いします。

(4) なお、国立情報学研究所においては、各大学等における遠隔授業の実施・検討等に資するため、「4月からの大学等遠隔授業に関する取組状況共有サイバーシンポジウム」が開催されていますので、必要に応じて参照ください。

(国立情報学研究所ホームページ)

<https://www.nii.ac.jp/news/2020/0325.html>

2. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた通信サービスについて

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、学生が自宅等において遠隔授業等を活用して学習を行うための通信環境の確保に関し、総務省から電気通信事業者関係団体に4月3日付で要請が行われ、それを受け、複数の電気通信事業者においては、携帯電話の通信容量制限等について特別な通信サービスの提供を公表しているところ、学生が遠隔授業の受講に当たってこうしたサービスを活用することが想定されます。

当該サービスは、各電気通信事業者において、教育の重要性への御理解の下、大学等の遠隔授業における学生の通信環境の確保等のため特別に配慮いただいたものであるため、各大学等においては、当該サービスの趣旨について、HPへの掲載や学生へのメール連絡等により学生に理解させるとともに、学習目的での利用に限るよう周知徹底する等の取組をお願いします。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う認証評価の運用について」（令和2年5月8日 文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）（抄）

1. 認証評価の各種調査及び手続等のスケジュールについて

認証評価機関による認証評価を受ける大学等（以下「受審校」という。）からの自己点検評価書や改善報告書等の提出については、各認証評価機関が定める実施大綱等によるものですが、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う勤務態勢の縮小等の影響により提出期日までに提出することが難しい受審校があることが予想されます。受審校から提出期限についての相談があった場合には、期限や提出方法、審査日程等可能な範囲で適切かつ柔軟な対応をお願いします。

2. 実地調査の実施方法等について

新型コロナウイルス感染症の影響により、各認証評価機関により受審校に対して通常8月以降に実施されている実地調査について、新型コロナウイルス感染症の影響や対応を踏まえ、当該実地調査の実施時期の後ろ倒しのほか、対面による調査の最小化（書面審査や、オンライン会議で面談を実施する等で大部分を補い、最小限の日程や体制で実地検査を実施する等）を検討願います。

3. 認証評価の結果通知、公表、文部科学大臣への報告について

各大学等は、法109条第2項及び第3項の規定により政令で定める期間ごとに認証評価を受けることとなっています。また、認証評価機関は法第110条第4項の規定により、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果について受審校に通知するとともに、これを公表し、文部科学大臣に報告することとなっています。

認証評価機関においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の認証評価に要する期間を超過し、結果の取りまとめが翌年度になるような場合でも、結果がまとまり次第、速やかに公表するとともに、文部科学大臣への報告をお願いします。

（中略）

4. その他

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、各大学においては新学期開始の後ろ倒しや遠隔授業の実施等、通常とは異なるスケジュール及び手法による教育研究活動が行われております。各大学におけるこれらの状況を十分に配慮したうえで、適切な認証評価の実施をお願いします。

【概要】

(文部科学省所管)

(背景・課題)

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大学・高等専門学校・専修学校において感染リスクが拡大している状況。このため、学生が「いつでも・どこでも・誰でも」学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備することが必要。

(対応)

- 大学・高等専門学校・専修学校において、遠隔授業（遠隔の双方向授業・オンデマンド授業）が可能となる設備及び体制の整備により、デジタル技術を活用した高度な教育が提供できる環境を整備する。

(効果)

- 新型コロナウイルス対策のため、大学・高等専門学校・専修学校において遠隔講義を行う設備及び体制を整備し、学生が自宅等において支障なく授業を受講できる環境を構築。
- 大学等の学生が自宅等において授業を受講できる環境を整備し、我が国の新型コロナウイルスの感染拡大を抑制。
- 人生100年時代の到来を見据えた、高等教育機関の学び直し（リカレント教育）環境の整備にも繋がる。

事業概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大に対応するための遠隔授業の実施に向けて、以下の内容を必要に応じて整備。

①遠隔授業実施に係るシステム・サーバ整備

②遠隔授業を行うための機材整備

大学等側 : カメラ・音声機器等

学生側 : モバイル通信装置

③遠隔授業を行うための技術面・教育面の支援体制整備

(機器・ソフトウェアのトラブル対応等のための専門的人材（T A等）の配置など)

